

議案第79号

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年12月15日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

新居浜市税賦課徴収条例（昭和25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第22条第1項中「この条に」を「この項に」に、「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に、「年度分」を「年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」に、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条に」を「この項に」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例に関する規定について所要の条文整備を行うため、本案を提出する。